

# 愛知県常滑市 とこなめ陶の森

## 令和7年4月採用一般任期付職員

### 採用試験実施要項 < 一般技術職 >



#### 1 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※勤務成績が良好である場合は、採用日から5年を超えない範囲で任期を更新します。

#### 2 試験の区分、採用予定人員、受験資格

試験の区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般技術職	1人	○昭和54年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上を卒業し、5年以上焼き物関係の仕事に従事した人

☆ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。また、申込後に欠格条項に該当した場合は、採用を取り消します。

#### 3 主な職務内容

- ・研修制度における運営及び指導
- ・施設、窯業機器、原料・制作物等の管理など
- ・企画展、ワークショップなどの企画及び運営

#### 4 試験の内容

試 験	日 時	場 所	方 法
第1次試験	令和6年12月8日(日) 午前8時30分から	常滑市役所ほか	適性検査、実技試験
第2次試験	令和7年1月18日(土)	常滑市役所	個人面接

※第1次試験の持ち物は受験票に記載しております。

#### 5 受験手続

申込書の請求 ・受験申込先	常滑市役所 企画部職員課 人事給与チーム (3階) 〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話 (0569)47-6110 (直通)
提出書類	(1) とこなめ陶の森一般任期付職員採用試験申込書 (規定の用紙) ※写真は、上半身・脱帽・正面向き、縦4cm・横3cmで最近6ヶ月以内に撮影したものを貼ってください。 (2) とこなめ陶の森一般任期付職員採用試験受験票 (規定の用紙) ※写真は、試験申込書と同じものを貼ってください。 (3) 最終学歴の卒業証明書 (4) 作品カラー写真 (5点以内、サイズ6切判以下) ※自分が制作した陶業・陶芸作品の写真 (裏面に氏名、作品名、縦・横・高さ各サイズ、制作年明記) ◎健康診断書を第2次試験合格後に提出 ◎申込後、提出書類は一切返却しません。
申込書等の交付	試験申込書及び受験票 (提出書類のうち(1)及び(2)) は、本市規定の様式で、常滑市役所職員課にて交付します。 また、市ホームページからダウンロードもできます。  (市ホームページに移動)

申込書等の交付	<p>なお、郵送を希望する人は、返信用封筒（定形封筒長3サイズ[23cm×12cm]）に、郵便番号・住所・氏名を明記し、110円切手を貼付したものを同封のうえ、希望する試験の区分を明示して、常滑市役所職員課に請求してください。</p>
受付期間等	<p>令和6年11月1日（金）～11月18日（月）  午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時までを除く。）  ※土曜日、日曜日及び祝日は、除きます。  ※郵送による受付も行います。（郵送の場合は、11月18日（月）必着）  簡易書留で郵送してください。送付封筒には朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記入してください。受験票は11月20日（水）頃に送付する予定です。11月26日（火）までに届かない場合は、問い合わせてください。  ◎書類不備又は不足書類があった場合は、受付できませんのでご注意ください。</p>

## 6 給与（学校を卒業し職歴による加算がない場合の初任給）（令和6年4月1日現在）

区分	学歴	給料月額（地域手当を含む）
一般技術職	大学卒	202,086円
	短大卒	184,473円
	高校卒	171,598円

※給料月額以外に、毎月、次の手当が支給要件に応じて支給されます。

- ・扶養手当：配偶者6,500円、子10,000円
- ・住居手当：16,000円を超える家賃の額に応じて最高28,000円まで支給されます。
- ・通勤手当：運賃相当額（原則6か月定期の価額）の範囲で支給されます。自家用車使用の場合は、距離に応じて最高31,600円まで支給されます。

※毎月の給与以外に、期末勤勉手当（年間4.5月）が年2回（6月・12月）支給されます。

※学校卒業後の経験年数を有する人は、初任給に一定額が加算される場合があります。

- ・大学卒業後10年間民間企業で正社員として勤務し採用された場合の初任給例  
給料月額（地域手当を含む）248,436円
- ・高校卒業後10年間民間企業で正社員として勤務し採用された場合の初任給例  
給料月額（地域手当を含む）220,832円

## 7 勤務日、勤務時間、休日

- ・勤務日及び勤務時間：週5日シフト制勤務 午前8時30分から午後5時15分
- ・休日：毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、その他の休日は指定する日

## 8 福利厚生

共済組合、職員互助会、年次有給休暇（年度20日間、翌年度繰越可）、夏季休暇（7～9月に5日間）、慶弔休暇、子の看護休暇、介護休暇等あり。本市では、休み方改革を推進しており、土・日・祝日に年次有給休暇を組み合わせた連続休暇「通称：とことんホリデーウィーク」を1年に1回以上取得することを推奨しております。

## 9 その他

- ・営利を目的とした作陶活動については許可を得て従事することができます。
- ・試験申込書の記載内容に虚偽又は不正が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

問合せ先  
常滑市役所企画部職員課人事給与チーム  
〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5  
TEL (0569)47-6110（直通）  
E-mail syokuin@city.tokoname.lg.jp